



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2016 SEPTEMBER / 185号

★ タイ改正商標法の施行 ★

2016年7月28日にタイ改正商標法が施行されました。今回の法改正では、主としてマドリッド・プロトコルに加盟するために必要な法整備が行われました。ただし、同国におけるマドリッド・プロトコルの発効日は未定です。

1. 音商標の導入

「標章」の定義に「音」が含まれることになり(タイ商標法 4 条)、音商標の出願登録が可能となりました。

2. 一出願多区分制度の導入

一出願多区分制度が導入されました(同 9 条)。

3. 一部譲渡の導入

一部の商品・役務について譲渡又は相続することできる旨が条文上明記されました(同 49 条)。

4. 連合商標制度の廃止

連合商標制度が廃止され、関連条文が削除されました(同旧 14 条等)。

5. 局指令に対する応答期限・審判請求期限・異議申立期間等の短縮

局指令に対する応答期限、審判請求期限、異議申立期間等が、いずれも 90 日以内から 60 日以内に短縮されました(同 15 条等)。

6. 更新の猶予期間創設

追加手数料(更新手数料の 20%)を支払うことにより、存続期間満了日から 6 カ月以内にも登録更新の手続が可能となりました(同 55 条)。

7. 識別力を欠く標章に関する使用証拠の変更

旧法では、使用による識別力を立証できる標章のタイプに制限がありましたが、改正法ではその制限がなくなり、本来識別力を欠くどのようなタイプの標章についても使用により識別力を獲得した場合には登録が認められることとなりました(同 7 条 2 項)。

8. マドプロ手続に関する条文追加

国際登録日に関する規定、セントラル・アタックに関する規定、国際登録から国内登録への変更に関する規定等、マドリッド・プロトコルへの加盟に向けた規定が追加されました(同 79 条以降)。

9. 特許庁手数料の変更

タイでは指定商品の個数に比例して出願料や登録料が高額になっていて計算がわずらわしかったのですが、改正法では、出願料、登録料、更新料について、1~5 商品・役務までは個数分ごと、6 商品・役務以上は一律料金となりました。

出願料は 5 商品・役務までは 1 つ毎に 1000 バーツ、6 商品・役務以上は一律 9000 バーツです。登録料は 5 商品・役務までは 1 つ毎に 600 バーツ、6 商品・役務以上は一律 5400 バーツです。更新料は 5 商品・役務までは 1 つ毎に 2000 バーツ、6 商品・役務以上は一律 18000 バーツです。1 タイバーツは約 3 円です。